

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

児童生徒の交通事故の防止について（通知）

このことについては、これまでも指導いただいているところですが、過日、上川管内において、小学生がバスから降車後、道路を横断中に自動車にはねられ、尊い命が奪われるという痛ましい事故が発生しました。

については、各学校において、交通事故防止のために、児童生徒に次の事項を改めて指導するとともに、児童生徒が自ら日常生活に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとることができるよう、管内の道立学校及び市町村教育委員会に指導願います。

記

- 1 横断歩道が近くにあるところでは、必ず横断歩道を横断すること。
- 2 信号機のない場所で横断しようとするときは、道路がよく見渡せる場所を探し、左右をよく見て車が近づいてこないことを確認して横断すること。
- 3 車やバスから降りた後、反対側に渡ろうとするときは、車やバスのすぐ前や後ろを横切らないこと。

**【参考通知】**

- (1) 「児童生徒の交通事故の防止について」  
(平成24年9月7日付け教生学第404号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知)
- (2) 「児童の交通事故の特徴と対策について」  
(平成26年4月25日付け教生学第107号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知)

**【参考資料】**

- (1) 「学校安全推進資料」（平成25年度改訂版 北海道教育委員会）
- (2) 「学校安全読本」（平成22年度 北海道教育委員会）

（生徒指導・学校安全グループ）